

総合地球環境学研究所研究業績等審査委員会規則

平成 25 年 4 月 1 日 制定
規則第 27 号
令和 6 年 12 月 17 日 最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に、研究教育職員（以下「教員」という。）の研究業績等審査を行うため、総合地球環境学研究所研究業績等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、基盤研究部、IR 室及び広報室に配属されている教員の研究業績等審査を研究所の研究業績等審査実施要領に基づき行うものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、案件ごとに次の各号に係る委員をもって組織する。

- 一 所長
 - 二 副所長のうち、所長が指名する者 1 名
 - 三 研究業績等審査を受ける者が推薦した外部有識者 3 名のうち所長が委嘱する者 1 名
 - 四 研究戦略会議の議を経て所長が委嘱する外部有識者 1 名
 - 五 人事委員会委員のうち、所長が委嘱する研究所の職員以外の運営会議委員 1 名
- 2 委員の任期は、当該案件の審議期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(議事)

第 5 条 委員会の審査は、出席委員全員の同意をもって決する。

2 前項の出席委員全員の同意が得られない場合は、委員長の判断をもって決する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(報告)

第 6 条 委員会は、最初に研究業績等審査のための委員会を開催した日から 3 ヶ月以内に、その結果を所長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は所長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。